

北広島町農業委員会第 17 回総会議事録

事務局 (第 17 回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局長 (報告)

会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号 15 番、16 番をお願いします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

議長 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について、農地法 3 条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 6 年 11 月 20 日提出北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。

1 番 1 番の●●が 1 番案件について説明をさせていただきます。申請理由については摘要欄にあるとおりです。去る 11 月 9 日、●●委員、●●推進委員とともに現地を視察し、現場で譲受人と農地を確認しました。譲受人は担い手農家ということで、現在、稲作を中心に一部野菜の出荷を含め 20ha くらいの家族での経営を 20 年くらい続けておられます。以前から今回の申請地を管理されており、今回、売買によって所有権を移転するということになりました。申請内容について懸念されるようなことは無いと思われます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。審議のほどよろしくお願います。

議長 それでは番号 1 番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。番号 1 番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って申請のとおり、許可することに決定いたします。番号 2 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。

11 番 11 番の●●が説明させていただきます。去る 11 月 14 日、●●委員、●●推進委員と 3 人で現地の方へ行ってまいりました。摘要欄にあるとおり、田が倉庫より遠

いところにあるので譲渡したいということですが、農作業は譲受人がずっとされておりまして、これからも同じように水稻をされるということです。譲受人は家族で農業をされていて、世帯主はお父さんですが、現在は、息子さんが中心でやられているということです。家族ぐるみで機械の装備もありますし、これまでの経験もあり、以前と同じように水稻を作っていくということです。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 それでは番号2番について質疑に入ります。ご質問、ご意見ををお願いします。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。番号2番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って申請のとおり、許可することに決定いたします。番号3番、4番については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。

職務代理 番号3番の補足説明をさせていただきます。譲受人は過去に農地を買われて、●●地区で農業をされています。この度も同じ●●地区での案件になります。譲受人は家族5人くらいで農業をされています。住所は南区宇品ということですが、町内に仮の住居をもっておられますし、機械倉庫もあります。また、譲受人は15年くらい農業をしておられますし、周辺に及ぼす影響もありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。次に番号4番ですが、これも同じ譲受人が農地を取得されました。内容については先ほどの番号3番で説明させていただいたとおりです。この農地につきましても周辺に及ぼす影響もございませんし、機械装備、労働力も十分であるということです。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。番号3番、4番の審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは番号3番、4番について質疑に入ります。ご質問、ご意見ををお願いします。

6番 6番●●です。事務局に確認をしたいのですが、譲渡人の経営規模欄が全て自作ということで面積が書いてありますが、摘要欄では賃貸をしていたことになっており、貸付地の方へ数字が入るのではないかと思います。どうでしょうか。

事務局 台帳では貸付地は0㎡となっております。合意解約した状態での更新となっております。実際、所有農地の方の面積が反映されているようです。

6番 現状は貸付ではないということですね。貸付けていたものを解約して、自作になっているという理解でいいですね。

事務局 そのようになっています。

- 議 長 他にありますでしょうか。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。
番号3番、4番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って申請のとおり、許可することに決定いたします。議長を交代します。
- 議 長 代わって●●委員が進行します。番号5番、及び6番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。
- 会 長 ●●から説明させていただきます。写真にありますが、シートをかけているところは外します。奥に26㎡あります。シートとの間は20㎡です。番号5番の畑は親戚の方に譲渡し、自家用野菜を作るということです。番号6番は●●さんに売買で譲渡する20㎡の畑になります。周辺ですが、この裏が壬生城になりまして、そこにはお墓がたくさんあります。想像するのに、このあたりも将来はお墓になるのかなと思われま。二つとも面積は大きくなくて、作業用の機械を入れる必要もなく、自家野菜を作っていくという申請になります。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。番号5番、6番の審議をよろしくをお願いします。
- 議 長 それでは番号5番、6番について質疑に入ります。ご質問、ご意見はありませんか。
- 3 番 説明の中で、譲与と無償譲渡がありましたが、どう違うのですか。
- 事 務 局 申請の方に無償譲渡と書いてありまして、本来は贈与となるのが正しいと思われま。申請の用紙に、売買、譲渡、贈与の分けしかありませんで、譲渡を選んでしまいましたが、贈与になります。
- 議 長 今の表現では、「無償贈与による譲渡」ということになります。
他にありますでしょうか。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。
番号5番、6番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って申請のとおり、許可することに決定いたします。議長を交代します。
- 議 長 番号7番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)

- 議 長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。
- 9 番 9番●●が補足説明をさせていただきます。去る11月12日に譲受人、●●推進員と現地確認をさせていただきました。現状は写真のとおりで、現在は豆を植えておられます。耕作については農事組合法人の●●が管理をされています。譲渡人と譲受人は遠い親戚ということで、今回の話になったと聞いています。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。審議をよろしくをお願いします。
- 議 長 それでは番号7番について質疑に入ります。ご質問、ご意見ををお願いします。ありませんので質疑を仕切って採決いたします。番号7番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って申請のとおり、許可することに決定いたしました。

議案第2号 農用法第4条の規定による許可申請の承認について

- 議 長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について、農地法第4条の規定により別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和6年11月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号8番になります。議長を交代します。
- 議 長 議長を交代して進めさせていただきます。番号8番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。
- 会 長 ●●から説明させていただきます。この件については●●委員、●●推進委員と調査をしています。資料写真の赤枠のところ、右側の白く映っているのがハウスになります。譲受人はこの土地以外に土地を所有していません。お墓がちょっと離れた山の中にあり、行政書士のお話によると、お墓に行く途中は道の整備がされておらず歩きにくい状況なので、お墓を移し替えたいということです。最近、お父さんが亡くなられたので、この考えになられたようです。審議をよろしくをお願いします。
- 議 長 この件に関して、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。
- 13 番 13ページの8-3の図面では雨水経路が他の用地に流れ出るようになっていますが、これは了解を得られているのでしょうか。

- 事務局 写真ではわかりにくいですが、撮影している側に自宅がありまして、自宅は80センチ以上高い位置にあって、雨水経路で流れるようになっていて、直接、田の方へ流入するようにはなっていません。
- 議長 他にありますでしょうか。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。番号8番について許可してよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。よって申請のとおり許可することに決定いたしました。議長を交代します。
- 議長 番号9番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。
- 13番 13番の●●から補足説明をさせていただきます。関係者との聞き取り調査並びに現地確認を11月15日に、●●委員、●●推進委員と行っています。ここは昭和62年に国道261号線の拡幅工事に伴って三つに分筆されました。この時に残った用地になります。昭和63年に●●の集会所が●●川沿いにありましたが、三年前の豪雨災害によって倒壊して今回新しく建てられたところです。当時、昭和63年に●●に貸付けられるというのが望ましかったのですが、その時に忘れられていて、今回、気づかれて4条申請をされたということです。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議長 それでは番号9番について質疑に入ります。ご質問、ご意見ををお願いします。ここは災害があったところですか。
- 13番 写真は新しい●●の会館ですが、もともとは川の向こう側に建っていて、それが壊されてから建てられたものです。
- 議長 そこで、用地が残っていたということですか。
- 13番 昭和63年当時、他は5条申請がされたのですが、そこだけ残っていたということです。
- 議長 番号9番について、他にご意見、ご質問はありますでしょうか。ありませんので質疑を仕切って採決いたします。番号9番について許可してよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。よって申請のとおり許可することに決定いたしました。番号10番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)

議 長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。

6 番 6番●●が補足説明をします。この土地については、以前から誰が何をしているのかがわからない状態でしたが今回、この行政区の方が亡くなられ、耕作者を探すということから、●●委員、●●推進委員と私の3人で対応するようになりました。しかし、私たちではどうにもならないということから、地域の多面的協定の役員の皆さんに集まっていただいて、今後の耕作者のことなどを協議していただいた結果、耕作者が判明しました。しかし、その中で、多面的協定の役員でもある●●さんが、養鶏をされているのですが、鶏舎がある所の地目が田であって、役場の方へ申請をする必要があるということになり、今回の申請が出てくるという運びになっています。

議 長 これは一種農地ですか。

事務局 ほ場整備に係る一種農地ということで、県の審議会の方へは農用地域内の申請ということで申請を出すことになるかと思われま。

議 長 番号10番について、質疑に入ります。ご意見、ご質問はありますか。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。番号10番について申請のとおり許可してよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって申請のとおり許可することに決定いたしました。

議案第3号 農用法第5条の規定による許可申請の承認について

議 長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について、農地法第5条の規定により別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和6年11月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。議長を交代します。

議 長 議長を交代して進めさせていただきます。番号11番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 番号11番について、担当の●●委員より補足説明をお願いします。

会 長 11月13日、●●委員、●●推進委員と現地調査に行きました。これは約30年前の●●のお父さんから●●のお父さんへの売買についてです。申請をしなければいけないということがだんだんと後のくりになって、●●のお父さんが亡くなったのを機に整理をする中で、このことが発覚しましたので、今回、顛末書をつけての申請になっています。22ページの地図のようになっていますので、ご審議の程、よろしくをお願いします。

議 長 この件について、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。番号 11 番について申請のとおり許可してよいと思われる委員の方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。よって申請のとおり許可することに決定いたしました。

議案第 4 号 農地改良届について

議長 議案第 4 号 農地改良届について届出があったので意見を求める。令和 6 年 11 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。議長を交代します。

議長 番号 12 番、13 番を一括して事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 番号 12 番、13 番について、担当の●●委員より補足説明をお願いします。

会長 11 月 13 日に●●委員、●●推進委員、●●代表理事の●●さん立会いの下で説明を受けました。25 ページの写真のとおりで、4 名の地権者に同意書をとっておられます。最近(測量)の技術が発達しているので、境界は打たないということで 1 枚のほ場にするとということです。これは農作業の効率化を図るためということです。ご審議をよろしくをお願いします。

議長 この件について、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

13 番 写真で見ると進入路があります。これまでほ場は 2 枚であったので進入路は二つあったのですが、1 枚になっても二つ残すのですか。畦は取るようになっていますが、一つは取った方が良いのではないですか。(進入路の)面積もありますし。

事務局 写真では既存の進入路が残り、ほ場は 1 枚となった時、きれいな四角にはなりませんが、進入路が新たに右下の所に付くようになります。

13 番 進入路を一つにしてほ場の形状を良くする方が良いのでは。

4 番 推測のところもありますが、現況でも両方の進入路を使っておられる感じで、ほ場の形は悪くなりますが、新たに別の進入路を作ると工事の規模も大きくなることから、このようにされているのではないかと思います。

議長 今のところ、このように進められるということです。その他にご意見、ご質問はありませんでしょうか。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。番号 12 番、13 番について届のとおり許可してよいと思われる委員の方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって届のとおり許可することに決定いたしました。議長を交代します。

議案第5号 農用地利用集積計画について

議 長 議案第5号 農地地利用集積計画について、農用地利用集積計画に係る利用権の同意を得た農用地利用集積計画について意見を求める。令和6年11月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 議案第5号について質疑に入ります。ご質問、ご意見ををお願いします。

4 番 ●●さんはご夫婦だと思うのですが、なぜこのようにされるのですか。

事 務 局 深くはわかりませんが、土地所有名義の関係でそのようになっているのだと思われます。

3 番 期間が20年2か月になっていますが、どこまでが限度かというようなことはあるのですか。

事 務 局 法的には50年というのが、基盤強化法での期間になります。

議 長 その他にご意見、ご質問はありませんでしょうか。ありませんので質疑を仕切って採決いたします。議案第5号について申請のとおり決定してよいと思われる委員の方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って申請のとおり決定いたしました。

議事終了